

安全管理規程

平成18年12月1日

宮島松大汽船株式会社

安全管理規程

(平成18年12月1日実施)

目次

■ 安全管理規程

■ 運航基準

宮島町・宮島口間用

宮島口・杉之浦・宮島町間用

不定期航路用

■ 作業基準

フェリー用

旅客用

■ 事故処理基準

■ 船内巡視実施要領

■ シージャック対策マニュアル

■ 地震防災対策基準

変更 平成25年4月1日(運航基準 高速船用、不定期航路 高速船用 削除)
平成26年9月15日(地震防災対策基準 追加)
平成29年2月11日(安全管理規程本文及び作業基準フェリー用一部変更)
平成29年7月25日(安全管理規程 運航基準「安芸」追加)
平成29年9月4日(安全管理規程 運航基準「フェリー宮島」削除)
平成30年4月11日(安全管理規程 安全管理組織図及び非常連絡表の変更)
令和2年2月1日(安全管理規程本文一部変更)
令和2年7月7日(安全管理規程 運航基準「第二みやじま」削除)
令和3年6月16日(安全管理規程 安全管理組織図及び非常連絡表の変更)
令和3年10月20日(安全管理規程 運航基準「伊都岐」追加)

安全管理規程

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外のもので船舶の運航の管理に従事する者（運航管理者代理、副運航管理者及び運航管理補助者）
(8)	運航管理者代理	運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務の一部を分掌する者
(9)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(10)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(11)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(13)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(15)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻等に関する計画
(16)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(17)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(18)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(19)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(20)	港内	栈橋沖300m以内の区域
(21)	入港	港内に進航すること

(22)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(23)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(24)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。)ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(25)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(26)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シッランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(27)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(28)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(29)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(30)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(31)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積み込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 本 社	安全統括管理者	1	人
	運航管理者	1	人
	運航管理者代理	1	人
(2) 宮島営業所	副運航管理者	1	人
	副運航管理者代理	1	人
	運航管理補助者	4	人
(杉之浦営業所)	運航管理補助者	1	人
(3) 宮島口営業所	副運航管理者	1	人
	副運航管理者代理	1	人
	運航管理補助者	7	人

2 本社及び各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------------|-----|------------|-----------------|
| (1) 本 | 社 | 一般旅客定期航路事業 | 宮島町～宮島口航路全域 |
| | | 旅客不定期航路事業 | 宮島町～宮島口航路全域 |
| | | 旅客不定期航路事業 | 宮島口～杉之浦～宮島町航路全域 |
| | | 不定期航路事業 | 全域 |
| (2) 宮島営業所 | 宮島 | 港内 | |
| | 杉之浦 | 港内 | |
| (3) 宮島口営業所 | 宮島口 | 港内 | |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者の順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い副運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務)

第 19 条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 21 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第 1 項の発議があったときは、運航部の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 22 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、安全統括管理者が決定する。

- 2 運航部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第 23 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、安全統括管理者が決定する。

- 2 運航部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 24 条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、運航部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て安全統括管理者が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、運航部が同様の措置を講じたのち、安全統括管理者が決定する。

- 2 運航部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 25 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 30 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 26 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 27 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 28 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 29 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1) 及び (2) については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物(浮流物)及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等

(4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 32 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 33 条 運航管理者は、委託契約に基づき宮島港及び宮島口港における広島観光汽船株式会社の陸上作業を指揮監督する。この場合、広島観光汽船株式会社の陸上作業員の中から陸上指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名させておくものとする。

- 2 船長は、乗組員の中から船内作業員を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 34 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第 36 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る。）
 - (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）
 - (4) 救急車、警察車両その他の自動車であつて、船長が運転者等及びその他の旅客の安全、健康状態等を勘案して運転者等が車内にとどまる必要があると認めたもの（船長が、やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。）
- 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等を除く。）を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

(バスフロート船)

3 全各項の規定に係わらず、船長は平水区域を超えず、危険物積載車が同一の甲板に積載されていない等安全が確保されると判断された場合には、作業基準の定めるところにより、閉囲されていない場所に積付けられた自動車（出入口が2つ以上あるものに限る。）の運転者等が、航行中も車内にとどまることを認めることができる。この場合において、車内にとどまることが認められる運転者等の数は、車両区域と同一の甲板上に、それら運転者等が容易かつ迅速に取り出せるよう積み付けられた救命胴衣の数を超えてはならない。

(船内巡視)

第37条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 脱出設備
- (10) 非常用警報装置

- (11) 照明設備
- (12) 航海用具
- (13) 乗降用設備
- (14) 放送設備
- (15) その他（掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。

- (1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置
- (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに運航部に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第42条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日1回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）
- (2) 乗降用施設（タラップ等）
- (3) 転落防止施設
- (4) 駐車場施設
- (5) 船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに運航部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとりべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

2 前項の措置は、47条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第47条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第50条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以

上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。
この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。)及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかななければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。

3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日より実施する。

この規程は、平成29年2月1日より実施する。

この規程は、令和2年2月1日より実施する。

安全管理組織図



運航基準

宮島町・宮島口航路

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島町・宮島口航路一般旅客定期航路（中国第272号）、旅客不定期航路（中国不第78号）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程300mまで発航できるものとする。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.5m/s以上	1.5m以上	500m以下
宮島口港		1.5m/s以上	1.5m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.5m/s以上	波高	1.5m以上
----	----------	----	--------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	視程
宮島港	発航港に近接した海域 宮島港から宮島口港に至る海域	500m以下
宮島口港	宮島口港から宮島港に至る海域	500m以下

船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
1.0m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風速	1.5 m/s以上	波高	1.5 m 以上
----	-----------	----	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500 m以下
----	---------

（入港の可否判断）

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程300 mまで入港できるものとする。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
宮島口港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下

（運航の可否判断等の記録）

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を陸上施設検査簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) （狭視界）出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

（運航基準図等）

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

3 船長は、基準経路以外を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別紙のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び全ての海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 宮島港～宮島口港

(特定航法)

第10条 宮島町・宮島口航路(中国第272号)(中国不第78号)

JR船舶管理事務所との申し合わせ事項

(1) 船舶は、法令の定める針路信号を行うほか発航合図として発航時着棧の際、棧橋手前200～300mの地点で相互に注意し喚起し得る明瞭な汽笛長音一声を吹鳴するものとする。

(2) 船舶は、発航後は速やかに常用基準経路(自社航路)に入るものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

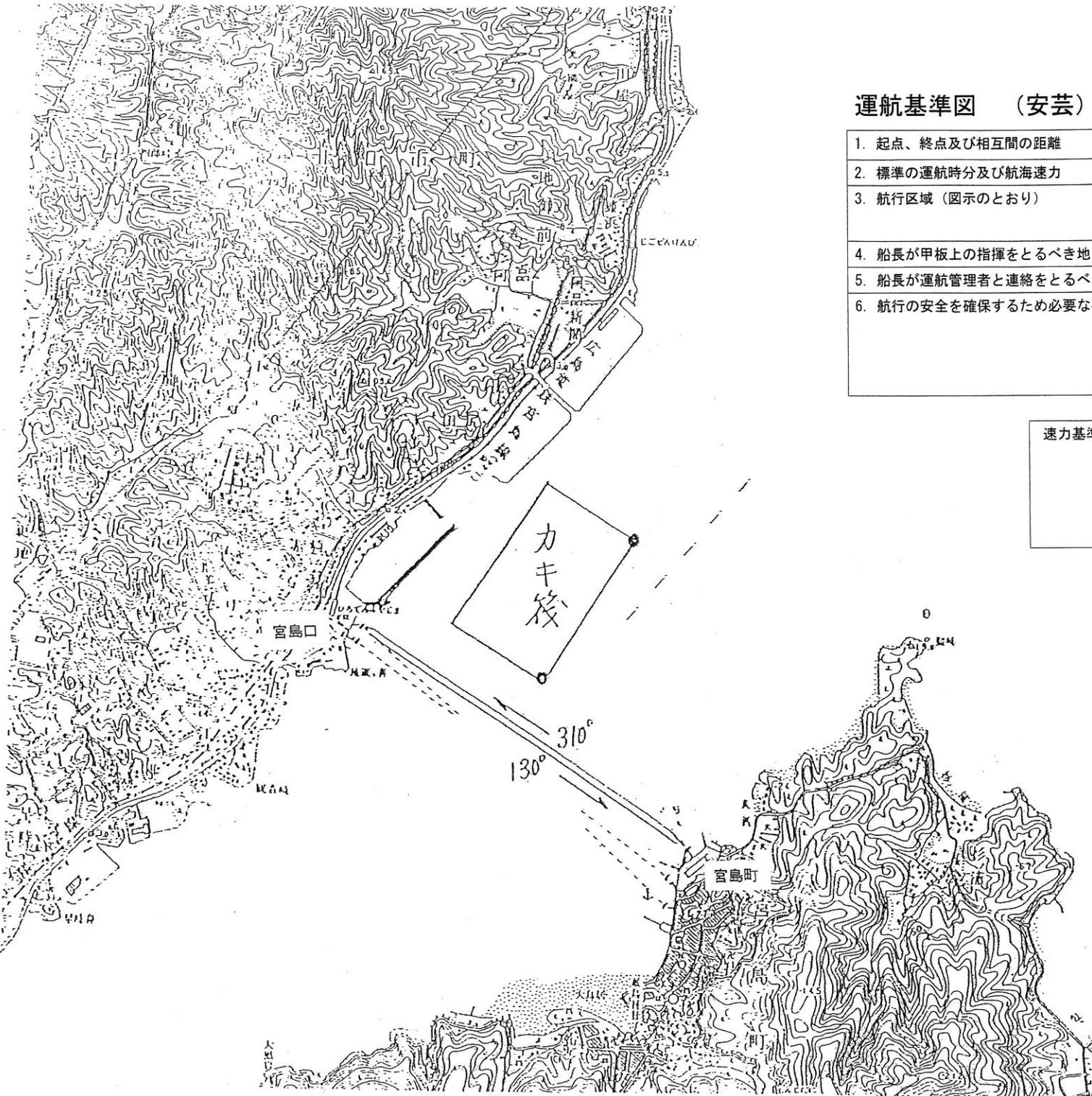
	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は宮島口営業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)120m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

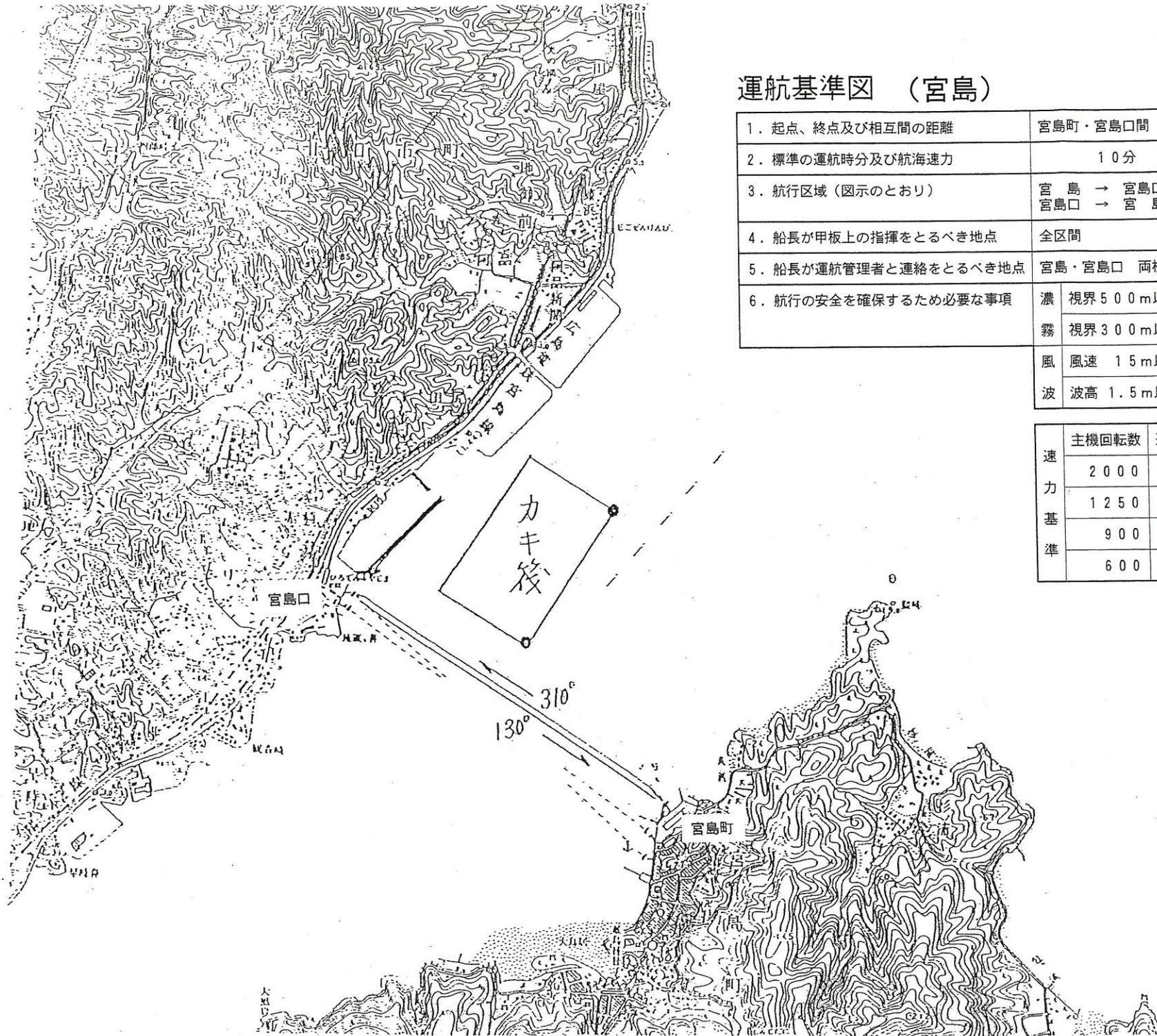
第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び、航海日誌に記録するものとする。



運航基準図 (安芸)

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・宮島口間	2 km	
2. 標準の運航時分及び航海速力	10分	8knot	
3. 航行区域 (図示のとおり)	宮島 → 宮島口	310°	
	宮島口 → 宮島	130°	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間		
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島・宮島口 両棧橋		
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下	見張員増員
		視界 300m以下	欠航
	風	風速 15m以上	欠航
	波	波高 1.5m以上	欠航

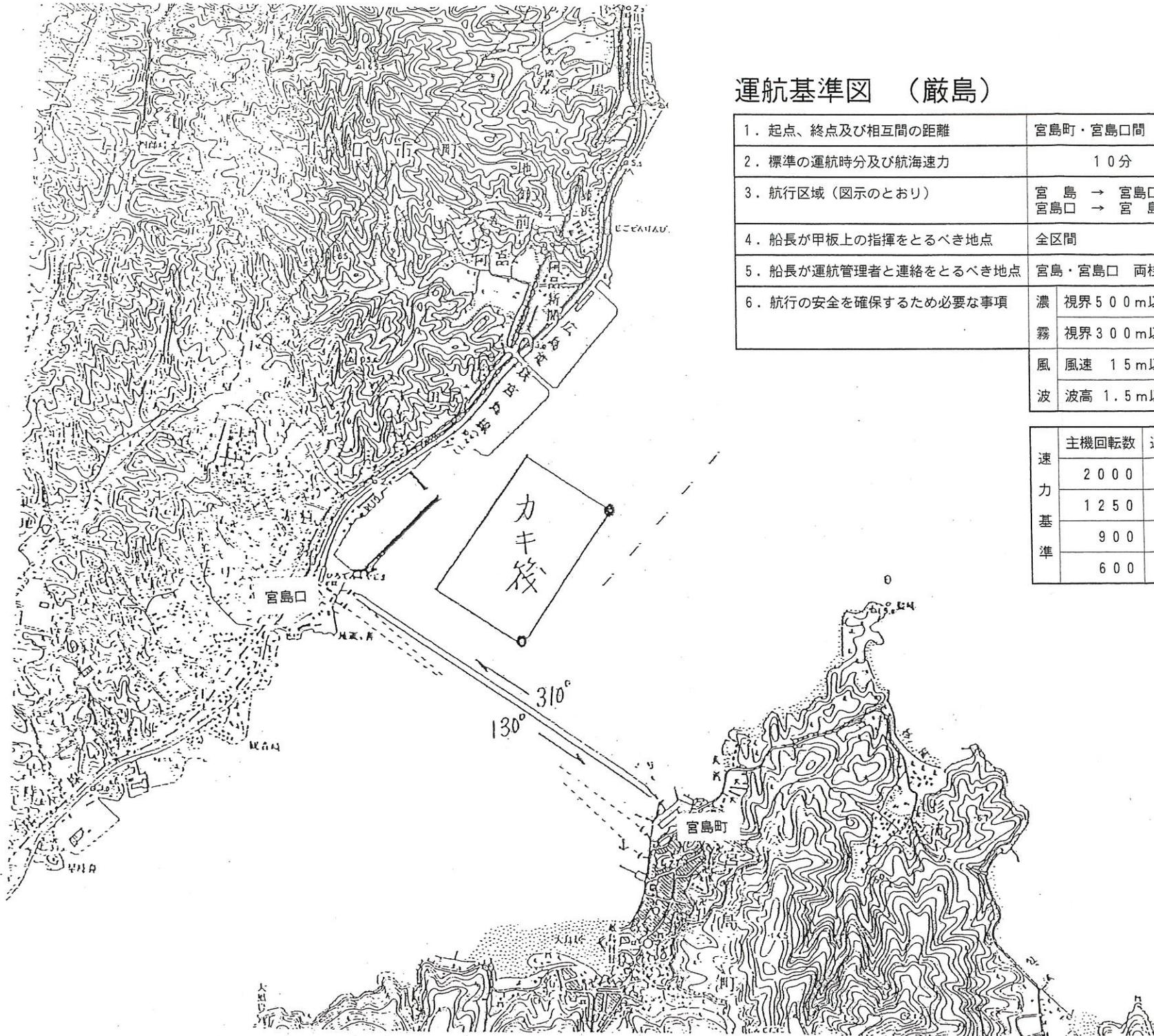
速力基準	主機回転数	速力 (knot)	摘要
	2000	9.8	全速
	1550	8	航海速力
	1150	6	視界500m以下
	650	2	着棧120m前



運航基準図 (宮島)

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・宮島口間	2 K m
2. 標準の運航時分及び航海速力	10分	8 K.not
3. 航行区域 (図示のとおり)	宮島 → 宮島口	310°
	宮島口 → 宮島	130°
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島・宮島口 両棧橋	
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃	視界 500 m 以下 見張員増員
	霧	視界 300 m 以下 欠航
	風	風速 1.5 m 以上 欠航
	波	波高 1.5 m 以上 欠航

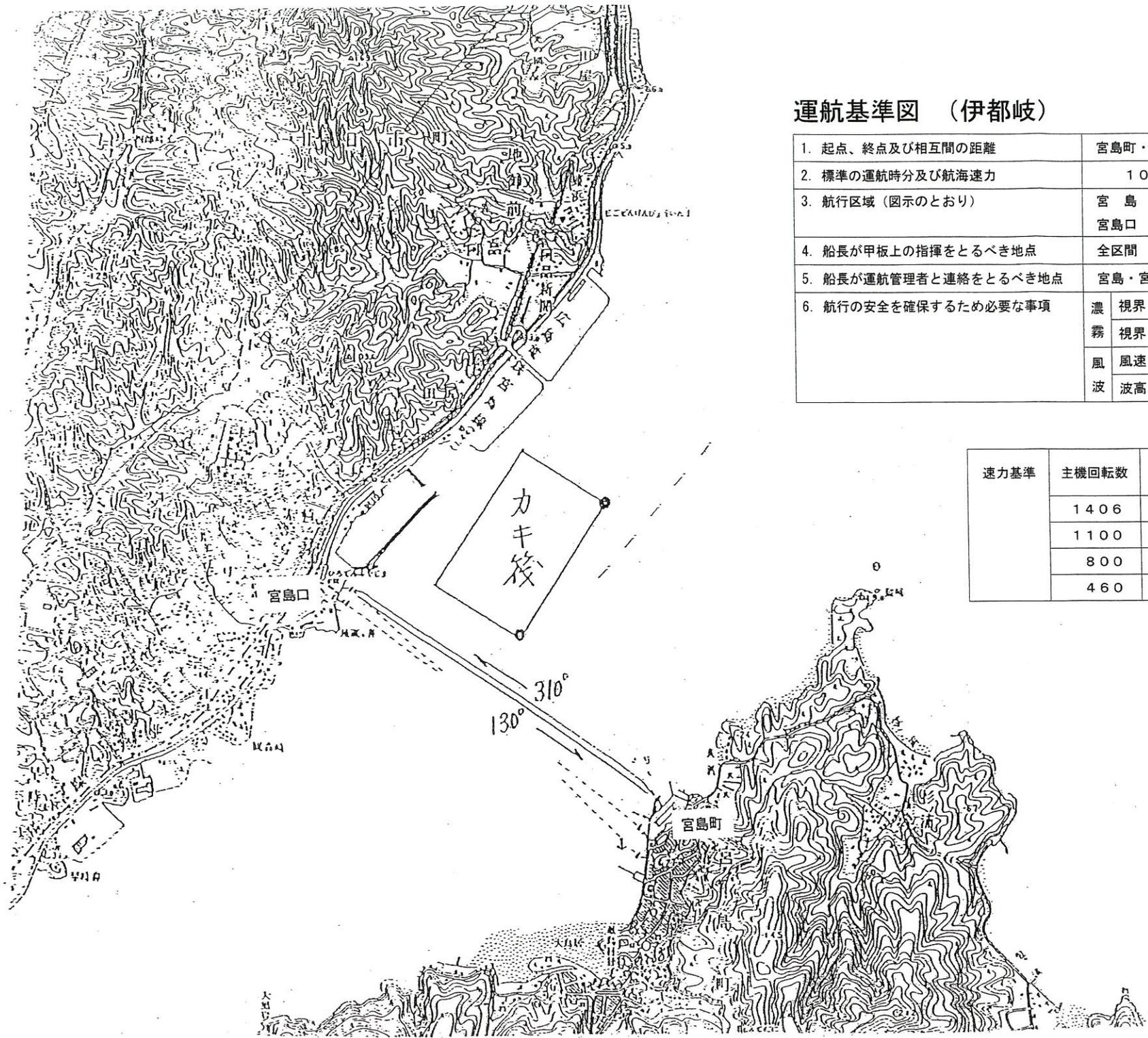
	主機回転数	速力 k.not	摘要
速 力 基 準	2000	11	全速
	1250	8	航海速力
	900	6	視界 500 m 以下
	600	2	着棧 120 m 前



運航基準図 (厳島)

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・宮島口間	2 Km
2. 標準の運航時分及び航海速力	10分	8 K.not
3. 航行区域 (図示のとおり)	宮島 → 宮島口 宮島口 → 宮島	310° 130°
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島・宮島口 両棧橋	
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 1.5m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

	主機回転数	速力 k.not	摘 要
速 力 基 準	2000	11	全速
	1250	8	航海速力
	900	6	視界 500m以下
	600	2	着棧 120m前



運航基準図 (伊都岐)

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・宮島口間	2 km	
2. 標準の運航時分及び航海速力		10分 8knot	
3. 航行区域 (図示のとおり)	宮島 → 宮島口	310°	
	宮島口 → 宮島	130°	
4. 船長が甲板上的指揮をとるべき地点	全区間		
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島・宮島口 両棧橋		
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下	見張員増員
		視界 300m以下	欠航
	風	風速 15m以上	欠航
	波	波高 1.5m以上	欠航

速力基準	主機回転数	速力 (knot)	摘要
	1406	9.8	全速
	1100	8	航海速力
	800	6	視界500m以下
	460	2	着棧120m前

運航基準

宮島口・杉之浦・宮島町航路

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島口・杉之浦・宮島町航路（宮島町・杉之浦航路、宮島口・杉之浦航路）旅客不定期航路（中国不第196号）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
杉之浦港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
宮島口港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.5 m/s以上	波高	1.5 m 以上
----	-----------	----	----------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
発航港		
宮島港	宮島港から杉之浦港に至る海域	500 m以下
宮島口港	宮島口港から杉之浦港に至る海域	500 m以下
杉之浦港	杉之浦港から宮島口港に至る海域 杉之浦港から宮島港に至る海域	500 m以下 500 m以下

船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
1.0 m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風速	1.5 m/s以上	波高	1.5 m 以上
----	-----------	----	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500 m以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.3 m/s以上	1.2 m 以上	300 m以下
宮島口港		1.3 m/s以上	1.2 m 以上	300 m以下
杉之浦港		1.3 m/s以上	1.2 m 以上	300 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を陸上施設検査簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) (狭視界) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

3 船長は、基準経路以外を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別紙のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び全ての海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 宮島港～宮島口港

(特定航法)

第10条 宮島口・杉之浦・宮島町航路(中国不第196号)

JR船舶管理事務所との申し合わせ事項

(1) 船舶は、法令の定める針路信号を行うほか発航合図として発航時着棧の際、棧橋手前200～300mの地点で相互に注意し喚起し得る明瞭な汽笛長音を吹鳴するものとする。

(2) 船舶は、発航後は速やかに常用基準経路(自社航路)に入るものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)120m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び、航海日誌に記録するものとする。

【 安 芸 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	9 . 8	全速
	1 5 5 0	8	航海速力
	1 1 5 0	6	視界5 0 0 m以下
	6 5 0	2	着棧1 2 0 m前

【 宮 島 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	1 1	全速
	1 2 5 0	8	航海速力
	9 0 0	6	視界5 0 0 m以下
	6 0 0	2	着棧1 2 0 m前

【 巖 島 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	1 1	全速
	1 2 5 0	8	航海速力
	9 0 0	6	視界5 0 0 m以下
	6 0 0	2	着棧1 2 0 m前

運航基準

不定期航路

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、旅客不定期航路事業の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
宮島口港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
網之浦港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
包ヶ浦港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
広島港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
江田島（荒代栈橋）		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
その他の利用港		1.5 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下

船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.5 m/s以上	波高	1.5 m 以上
----	-----------	----	----------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	視程
宮島港	宮島港から杉之浦港に至る海域	500 m以下
宮島口港	宮島口港から杉之浦港に至る海域	500 m以下
網之浦港	網之浦港から宮島口港に至る海域 網之浦港から宮島港に至る海域	500 m以下 500 m以下
包ヶ浦港	包ヶ浦港から宮島口港に至る海域 包ヶ浦港から宮島港に至る海域	500 m以下 500 m以下
広島港	広島港から宮島口港に至る海域 広島港から宮島港に至る海域	500 m以下 500 m以下
江田島（荒代栈橋）	江田島から宮島口港に至る海域 江田島から宮島港に至る海域	500 m以下 500 m以下
その他の利用港	広島湾内全域	500 m以下

船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
1.0 m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風速	1.5 m/s以上	波高	1.5 m 以上
----	-----------	----	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500 m以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
宮島港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
宮島口港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
網之浦港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
包ヶ浦港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
広島港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
江田島（荒代棧橋）		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下
その他の利用港		1.3 m/s以上	1.2 m以上	300 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を陸上施設検査簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者又は副運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

3 船長は、基準経路以外を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別紙のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び全ての海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 不定期航路事業 全海域

(通常連絡等)

第10条 運航管理者又は副運航管理者は航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は宮島口営業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は宮島口営業所	携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)120m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第17条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び、航海日誌に記録するものとする。

運航基準図

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島口・網之浦間	1.8 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	10分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1 2. 1 3. 1 4. 1 5	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島口棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島口・包ヶ浦間	5.8 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	30分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1 2. 1 1. 3. 4. 1 9. 2 0. 2 1	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島口棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・包ヶ浦間	5 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	25分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1. 2. 3. 4. 1 9. 2 0. 2 1	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮 島棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

運航基準図

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・広島港間	14.2 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	60分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1 2. 1 1. 3. 4. 7. 8. 3 1. 3 2	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島口棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島口・江田島荒代間	13.6 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	30分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1 2. 1 1. 3. 4. 1 9. 2 0. 2 1	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島口棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

1. 起点、終点及び相互間の距離	宮島町・島巡り間	28 km
2. 標準の運航時分及び航海速力	120分	8 knot
3. 航行区域（図示のとおり）	1. 2. 3. 4. 1 9. 2 2 ~ 3 0. 1 7. 1 8. 1	
4. 船長が甲板上の指揮をとるべき地点	全区間	
5. 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点	宮島棧橋	船舶電話
6. 航行の安全を確保するため必要な事項	濃霧	視界 500m以下 見張員増員
	霧	視界 300m以下 欠航
	風	風速 15m以上 欠航
	波	波高 1.5m以上 欠航

【 伊都岐 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	1 4 0 6	9.8	全速
	1 1 0 0	8	航海速力
	8 0 0	6	視界500m以下
	4 6 0	2	着棧120m前

【 安 芸 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	9.8	全速
	1 5 5 0	8	航海速力
	1 1 5 0	6	視界500m以下
	6 5 0	2	着棧120m前

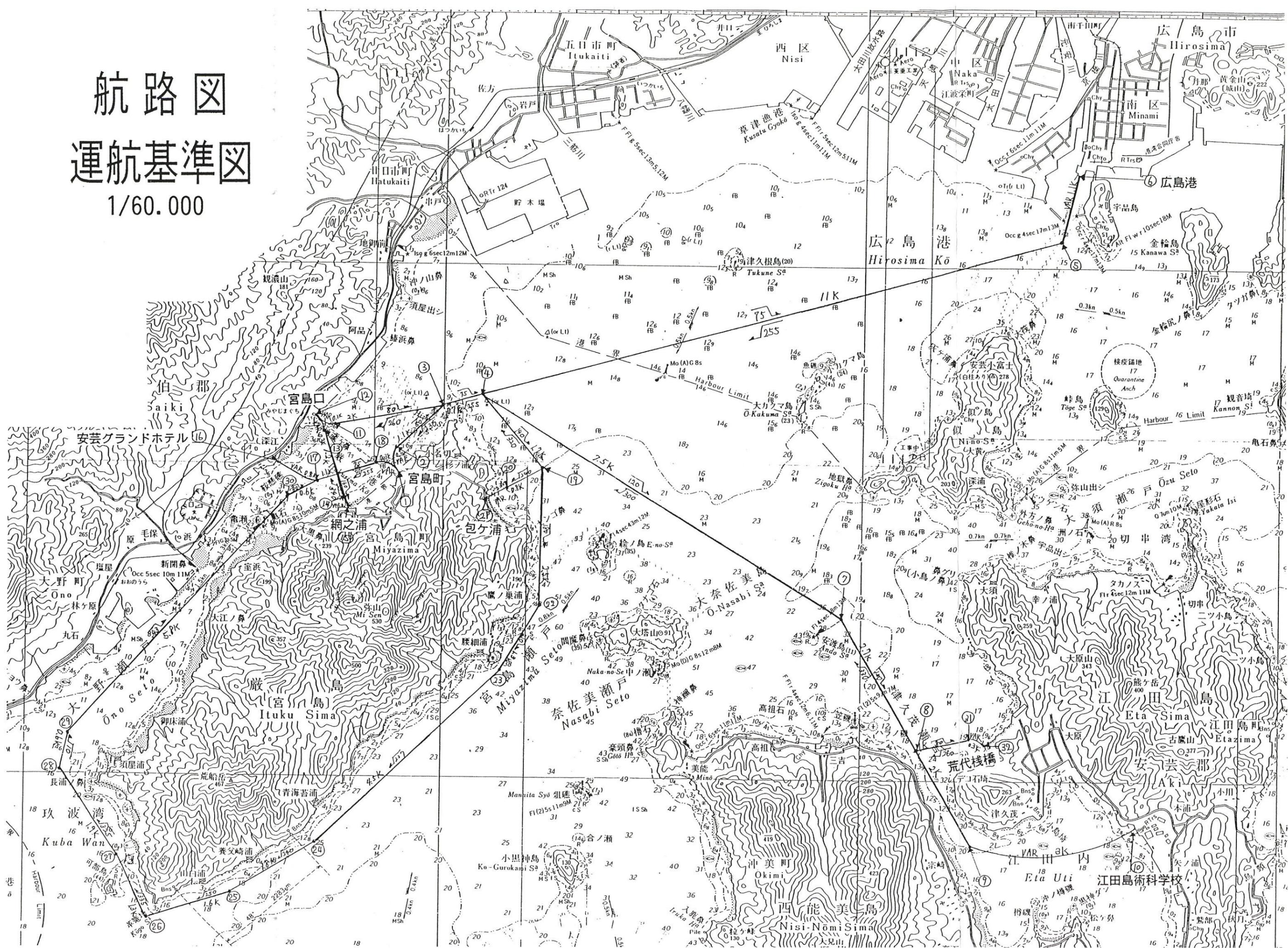
【 宮 島 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	11	全速
	1 2 5 0	8	航海速力
	9 0 0	6	視界500m以下
	6 0 0	2	着棧120m前

【 巖 島 】

速力基準	主機回轉数	速力 (knot)	摘 要
	2 0 0 0	11	全速
	1 2 5 0	8	航海速力
	9 0 0	6	視界500m以下
	6 0 0	2	着棧120m前

航路図 運航基準図 1/60,000



作業基準

(フェリー用)

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

第1章 目的

第2章 作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島町・宮島口間一般旅客定期航路（中国第272号）、旅客不定期航路（中国不第78号）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- | | | |
|-------------------|--------|------|
| ① 乗下船する車両の誘導 | 車両誘導係 | (1人) |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | (1人) |
| ③ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導 | 駐車場整理係 | (1人) |

(2) 船内作業

- | | | |
|----------------|-------|------|
| ① 乗下船する車輛の誘導 | 車輛誘導係 | (1人) |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | 旅客誘導係 | (1人) |
| ③ 車止めの取付取外し | 車止め係 | (1人) |
| ④ 離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取り係 | (1人) |

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の使用
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあつたときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。

- (2) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (4) 副運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) 副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
 - 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先地別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（乗船準備作業）

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客及び車輛については離岸5分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船開始5分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して乗船通路を設置する。
- 3 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し、船内の車両誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
- 4 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 5 航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。但し、規程36条第3項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。以下同じ。）を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助をする必要とする者が含まれると認める場合にあつては、緊急時の脱出等対応を容易にするため、車の間隔を広く確保する措置を講じること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
 - (4) 認定自動車は、車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ、天井はり及び内張が設けられている場合にあつては、それらの露出面が炎の広がりや遅い特性を有する場所に搭載すること。
- 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
 - (1) 認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セレクターレバーをパーキングに入れる（オートマチック

ク車（以下、「AT車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

- (2) 認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引き、また、セクターレバーをパーキングに入れる（AT車に限る。）よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人の場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。
- (3) 認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサ車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

3 船長は、次の措置を講ずる。

- (1) 緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、監視カメラ、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車両の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。
- (2) 基準航行が困難、基準経路の変更、車両の車止めが必要と判断する場合には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セクターレバーをパーキングに入れる（AT車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどまらせないこと。

（車止め取付作業等）

第11条 車止め係員は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため車止めを施す。

- 2 船長は、航行中に気象・海象等の変化により船体に動揺がおこるおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、車両について車止めの増強の実施を指示する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

- 2 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮してランプウェイを収納する。
- 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサ車、保冷車又は家畜等積載車、規程第36条第1項(4)号の自動車の運転者等並びに認定自動車の運転者等を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 4 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

- (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
- (2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを

確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留策を放す。

(船内巡視)

第 14 条 船内巡視は、別紙に定める要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第 15 条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸前までに作業に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第 16 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第 17 条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びにランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第 18 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに舷門を開放する。
- 3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、車止め係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を

誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従って自動車を操作及び運転すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
- 6 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第21条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積み込み等の中止)

第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積み込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び副運航管理者にその旨を連絡する。

- 2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
- 3 船長及び副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第23条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 特に認められた場合を除き、車両甲板で下船し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セレクトアーレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (7) 発航時に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、航行中、船長の判

断により下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、またこのような場合に下車する際は、サイドブレーキを引き、AT車にあっては、セレクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。

- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項が臨時に生じた場合は放送及び掲示等にて周知する。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第24条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 車両区域内における注意事項
 - ① 車止めは自分ではずさないこと。
 - ② エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - ③ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
 - ④ 禁煙その他火気の取扱いの禁止
 - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客が遵守すべき事項
 - ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - ② 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
 - ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。
 - ④ 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。
 - ⑤ 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
 - ⑥ 船内において航海設備及び非常施設等みだらに操作及び移動をしないこと。
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

作業基準

(客船用)

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

第1章 目的

第2章 作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島町・宮島口間一般旅客定期航路（中国第272号）、旅客不定期航路（中国不第78号）、宮島口・杉之浦・宮島町旅客不定期航路（中国不第196号）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- | | | |
|---------------|-----|------|
| ① 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 | (1人) |
| ② 乗船待機中の旅客の誘導 | 旅客係 | (1人) |

(2) 船内作業

- | | | |
|----------------|-------|------|
| ① 乗下船する旅客の誘導 | 旅客誘導係 | (1人) |
| ② 離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取り係 | (1人) |

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあつたときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。

(2) 副運航管理者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。

- (3) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
- (2) 副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、原則として、離棧5分前から旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸準備作業)

第8条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻になったときには旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断策を張り人道橋を収納する。

- 2 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留策を放す。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、別紙に定める要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第11条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸前までに作業に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第12条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップの保安及び係留方法に十分留意する。

(旅客の下船)

第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に合図する。

- 2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

第15条 陸上作業指揮者は船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してタラップを収納する。（タラップの通行を遮断する）

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項が臨時に生じた場合は放送及び掲示等にて周知する。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客が遵守すべき事項
 - ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - ② 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。
 - ③ 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
 - ④ 船内において航海設備及び非常施設等みだらに操作及び移動をしないこと。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

事故処理基準

平成18年12月1日
宮島松大汽船株式会社

目次

第1章 総則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 非常対策本部の設置等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項
 - ① 船名
 - ② 日時
 - ③ 場所
 - ④ 事故等の種類
 - ⑤ 死傷者の有無
 - ⑥ 救助の要否
 - ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） ー船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） ー船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 （行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等

h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

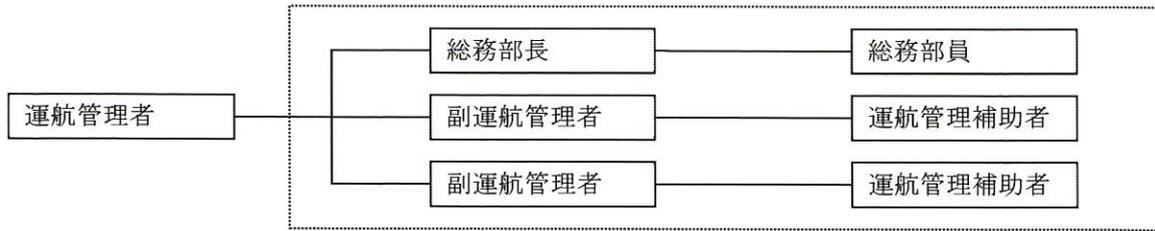
3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表



- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	副運航管理者 総務部長 営業部長

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は、別紙のとおりとする。

(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 本部要員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。
現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。

現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長及び現地副本部長に報告する。
対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

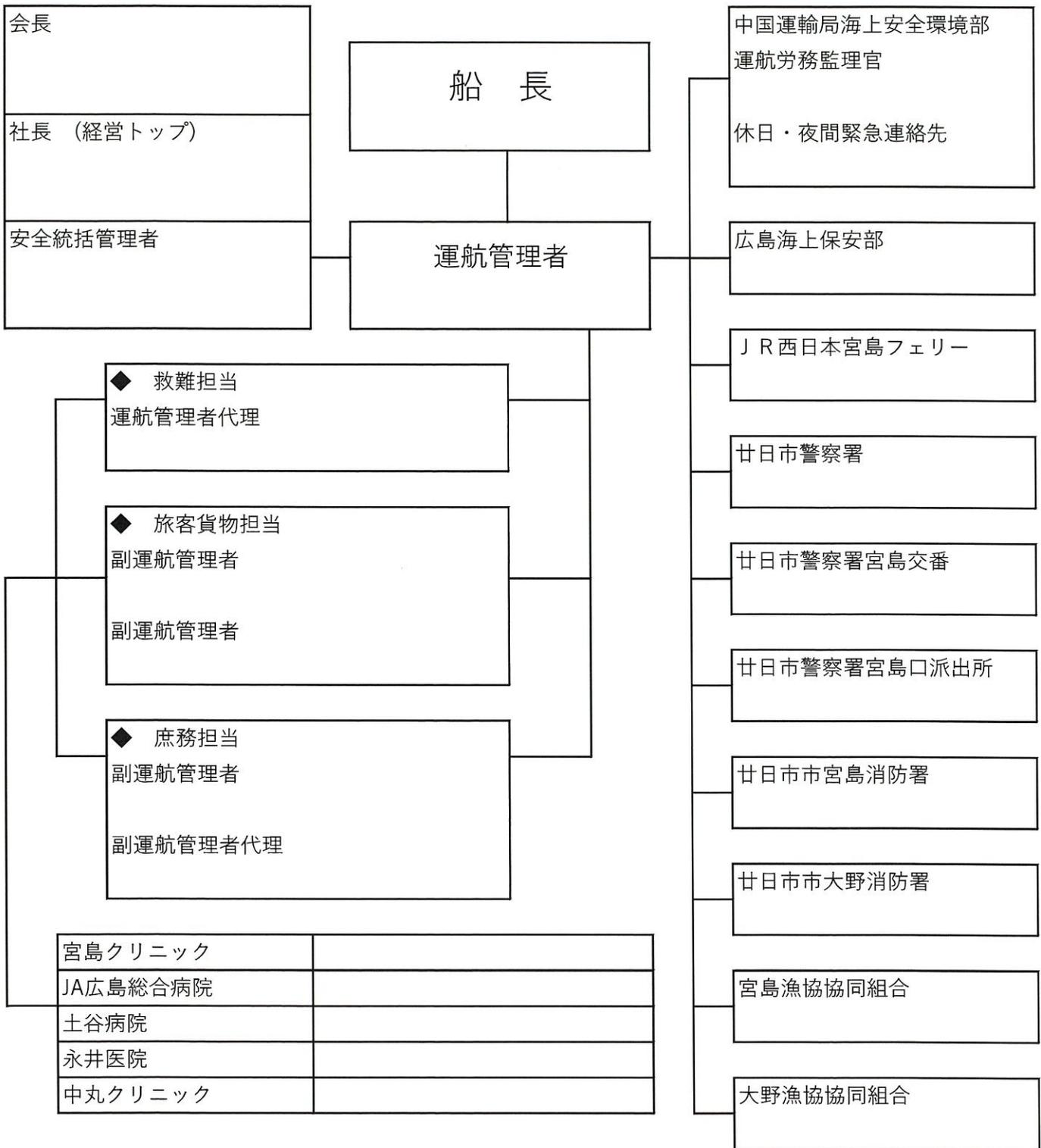
2 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ② 救難計画の立案及び実施に関する事。 ③ 船長への連絡及び指示に関する事。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤ その他救難に必要な事項に関する事。
旅客貨物対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅客名簿の作成に関する事。 ② 車両、貨物、手小荷物のリストの作成に関する事。 ③ 被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関する事。 ④ 被災者の近親者への事故の発生通知に関する事。 ⑤ 死傷者に対する応急措置及び救護に関する事。 ⑥ 被災者及び被災者の近親者の世話に関する事。 ⑦ 欠航便の旅客処理に関する事。 ⑧ 車両、貨物、手小荷物の損傷及び紛失の状況の把握に関する事。 ⑨ 運賃の払い戻しに関する事。 ⑩ 旅客に係る補償に関する事。 ⑪ 車両、貨物、手小荷物の引き渡しに関する事。 ⑫ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関する事。 ⑬ その他旅客対策、貨物対策に関する事。
庶務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事。 ② 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事。 ③ 被災者の近親者等への事故情報の提供に関する事。 ④ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供すること。 ⑤ 見舞い及び弔意に関する事。 ⑥ 本部の経理に関する事。 ⑦ 渉外に関する事。 ⑧ 本部要員の健康管理に関する事。 ⑨ その他庶務に関する事。

非常連絡表

(官公署連絡表)

(医療機関連絡表)



事故に係る速報すべき内容

- (1)事業者名 (2)航路
- (4)当時の乗客数及び車輛数
- (5)海難の種類(衝突・火災)
- (6)発生の日時、場所、気象
- (7)事故の概要(原因、損傷程度)
- (8)死傷者の有無

(3)船舶の概要

船舶名	トン数	定員	乗組員
伊都岐	199	300	3
安芸	299	800	3
宮島	197	800	3
巖島	197	800	3

船内巡視実施要領

(火災予防)

船内巡視実施要領（火災予防）

（巡視時刻）

第1条 火災予防船内巡視は毎船海出港直後に行い火災の予防及び早期発見に努めるものとする。

ただし荒天時危険物積載車輛を航送する場合その他船長において必要があると認めるときは、定刻巡視のほか適宜巡視を行わせるものとする。

（巡視者）

第2条 船長は海員の中から予め巡視者を定め巡視の目的巡視場所、巡視に当って特に注意すべき事項及び異常を発見した場合の措置等について十分教育を行っておくものとする。

（巡視場所点検事項）

第3条 巡視は別表1の場所を経路に従い別表2の点検事項に留意して巡視点検を行うものとする。

（異常があった場合の措置）

第4条 巡視に当って異常を発見した場合には必要な措置をとり火災発生等急迫した危険があるときは船長及び付近の者に大声で非常事態を知らせる等、応援を求めて危険の除去に努めるものとする。

（巡視記録）

第5条 巡視者は巡視終了ごとに巡視の点検結果を船長に報告し船長はその状況結果を巡視記録簿に記録しておくものとする。

備考

巡視者に際しては、別紙1の場所のほか下記事項についても、点検を行うものとする。

1. 非常脱出通路、昇降設備の出入口に物品が、放置されていないこと。
2. 防火標識、禁止標識、方向標識、指示標識等が完全であること。
3. 防火扉が、閉鎖されていること。
4. 消防設備、救命設備が完全であること。
5. 機関室の当直は、万全であること。

別紙 1

巡視経路

巡視経路	1	2	3	4
巡視場所	車両甲板	機関室	上甲板 遊歩	上甲板 旅客室

別紙 2

特に注意して点検すべき事項 (○印)

巡視場所	車両甲板	機関室	上甲板 遊歩	上甲板 旅客室
特に注意すべき事項				
加熱物等が放置されていないこと	○	○	○	○
灰皿の確認及びキナ具 さの確認				○
車両の積付状況車止めの 安全性	○			
車両エンジンの停止サ イドブレーキの状況	○			
乗車人及び旅客の有無	○			
火気の有無	○	○		

シージャック対策マニュアル

シージャック対策マニュアル

1. 総則

- (1) 本要領は、安全管理規程の事故処理基準に定める事故のうち、シージャック事件（以下「事件」という。）についての対策を定めるものとする。
- (2) 安全管理関係者は、平素より各関係機関と連絡をとり、事件の未然防止に努めるものとする。
- (3) 事故処理に当たっては、心を落ち着けて乗客乗員の生命・身体の安全確保を第一義とした上で、船体、積荷並びに周囲の安全を図ることに努めるものとする。

2. 未然防止対策

(1) 陸上における対策

- ①乗船券の販売窓口や乗船待機中に挙動不審な旅客を認知したときは、速やかに責任者に報告するものとする。
- ②不穏な情報を入手したとき又は不法行為を惹起するおそれのある者の乗船を認知したときは、速やかに責任者に報告するものとする。
- ③旅客に対しては、危険品、凶器に類するものは船内に持ち込むことを禁止する旨を掲示板等で掲示しておくものとする。
- ④離岸前において不穏な状況を感知した場合は、速やかに安全管理者及び運航管理者に連絡し、官公署の指示を受けて緊急離岸又は発航停止の措置をとるものとする。

(2) 本船における対策

- ①旅客の乗船時は、乗り込み口付近において旅客の挙動及び所持品の細心の注意を払い、不審者、不審物等の事前発見に努めるものとする。
- ②船橋、通信室、機関室等の乗員用区画は、原則として旅客の立入を禁止するものとする。
- ③不穏な情報を入手したときは、主要個所の施錠を行うものとする。
- ④乗客を刺激しないように配慮して船内巡視を行い、乗客の異常や不審物の発見に努めるものとする。

⑤調理用刃物類、その他凶器になり得るような船具・工具の保管には万全を期すものとする。

⑥通信機器をいつでも使用出来るように保守整備するとともに、定期連絡システムを制度化するものとする。

3. 事件発生時の措置

(1) 停泊中

①出航前に犯人が凶器等を携帯して強行乗船したときは、直ちに関係先に連絡するとともに出港を遅らせる工夫をし、治安機関の到着を待つものとする。

②情報を入手した現場店所は、直ちに本社及び治安機関に連絡するものとする。

(2) 航海中

①事件が発生した場合は人命の安全確保を第一とし、旅客がパニックに陥らないように配慮するものとする。

②船長は事件に関する一斉放送を行う場合、犯人を刺激しないようかつ旅客がパニックにならないよう配慮の上、緊急事態発生と対処方針を伝えることにより、旅客の不安の解消に努め、理解及び協力を求めるものとする。

③船長、乗組員は犯人を刺激しないよう配慮し、過激な言動は慎むものとする。

④船長の態度は、事件解決の重要な要素になるので、常に冷静かつ沈着に行動し、ねばり強い説得により事件の解決に努めるものとする。

⑤船長、乗組員は犯人の正体、犯行の意図及び凶器の種類の把握に努め、判明した時点で可能な限り、本社に速報するものとする。

⑥船橋、通信室等を占拠された場合は、考えられるあらゆる手段を用いて外部に異変を周知するよう努めるものとする。

⑦テレビ・ラジオ等の報道情報が犯人に伝わらない方策を講じるものとする。

(3) 船長のとるべき措置

①犯人に乗客を人質とされないよう努め、犯人と冷静に話し合い、犯人を客室から離れた場所に誘導し、旅客の安全を図るものとする。

- ②基準航路以外の航行を強要された場合には、燃料、清水等の不足、海図の不備、港湾事情不案内等を強調して、要求には応じないよう努めるものとする。
- ③危険防止上の見地から、犯人による機器の運転、操作は絶対に拒否するよう努めるものとする。
- ④海上においては、人質救出、犯人の取り押さえ等の対策が困難であることから、できる限り最寄りの港湾に入港するように努めるものとする。
- ⑤原則として、乗組員による犯人の逮捕等、直接行動に出ないよう乗組員を指導しておくものとする。

(4) その他

- ①船長が監禁等により自由を拘束された時は、船員法（第20条）の規定に従って、その職掌の順序に従ってこれを行うものとする。
- ②犯人が人質を盾に船橋に向かう場合、船橋に到達するまでに異変を通知できるよう、初動の情報処理対策を講じておくものとする。
- ③犯人が船橋に入室した場合、非常ボタンの押下、携帯電話等の短縮ダイヤルで本社との電話回線を常時接続状態にしておく等、最小限の動作で船内又は本社に異変を通知する等所要の処置ができるようにしておくものとする。
- ④船橋が占拠された場合、船橋内部の状況を外部に伝達できるよう要員配置を考慮しておくものとする。
- ⑤事件発生時における旅客の移動については、あらかじめ策定しておくものとする。
- ⑥事件発生時における乗組員の「非常配置表」をあらかじめ作成しておくものとする。
- ⑦事件発生時における関係先への「非常連絡表」をあらかじめ作成しておくものとする。

4. 通報連絡体制

緊急事態が発生したとき又はそのおそれがある場合は、状況に応じ、以下に示す通信連絡手段を用い、知り得た情報を船内、本社及び関係先に通報するも

のとする。この時、できる限り犯人に見破られないよう、また、犯人を刺激しないような方法を各社の実状に応じて策定しておく必要がある他、犯人説得のため、陸上とのホットラインを考慮しておくものとする。

(1) 船内連絡

①伝令

事件の発見者は、犯人に感知されないよう船長に報告もしくは近くにいる乗組員に必要な指示を与え、船長報告及び船内周知を図るものとする。この場合、口頭伝達が危険な場合はあらかじめ社内で定める暗号的会話や動作で伝達するものとする。

②船内電話

③船内放送

④テレグラフ

船橋と機関室との間でテレグラフを使用した規約信号をあらかじめ取り決めておき、その信号により事件の発生を連絡する。

⑤非常ベル

(2) 外部連絡

①無線電話 携帯電話

②発光信号

③非常連絡筒

④汽笛・サイレン 犯人を刺激しない範囲で行うものとする

⑤その他

5. 対策本部の設置

本社（安全統括管理者・運航管理者）は、本船又は現場店所より事故発生 of 報告を受けたときには、直ちに対策本部を設置して事故の処理に当たるものとする。この時、治安機関と連携を密にするとともに、情報漏れに十分留意するものとする。

6. 教育及び訓練

安全統括管理者及び運航管理者は、各種操連やその他の事故対策訓練等を行うときに併せて、定期的に事件対応訓練を実施するものとする。

地震防災対策基準

平成26年9月15日

宮島松大汽船株式会社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 防災体制及び情報伝達
- 第3章 点検及び整備
- 第4章 船舶の運航中止及び避難等
- 第5章 教育、訓練及び広報

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 宮島町～宮島口 一般旅客定期航路(中国第272号)
- (2) 宮島町～宮島口 旅客不定期航路(中国不第78号)
- (3) 宮島口～杉之浦～宮島町 旅客不定期航路(中国不第196号)

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合(小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。)又は津波警報等が発せられた場合(以下「地震発生時等の場合」という。)には、地震防災対策組織(以下「対策組織」という。)を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 運航管理者(本社防災対策部長)と船長との連絡は、社内無線及び携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施

設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けおくものとする。

2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

(1) 概ね宮島沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害の恐れのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

(2) 宮島港又は宮島口港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報等が発令されていないこと。

ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限または避難の勧告)がなされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、高台に誘導する。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

(1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

(2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

(3) 錨泊中津波が来襲すると振り回しや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、総務部と協力して当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

宮島本社

広島県廿日市市宮島町 853 番地

電話 0829-44-2171

ファックス 0829-44-2468

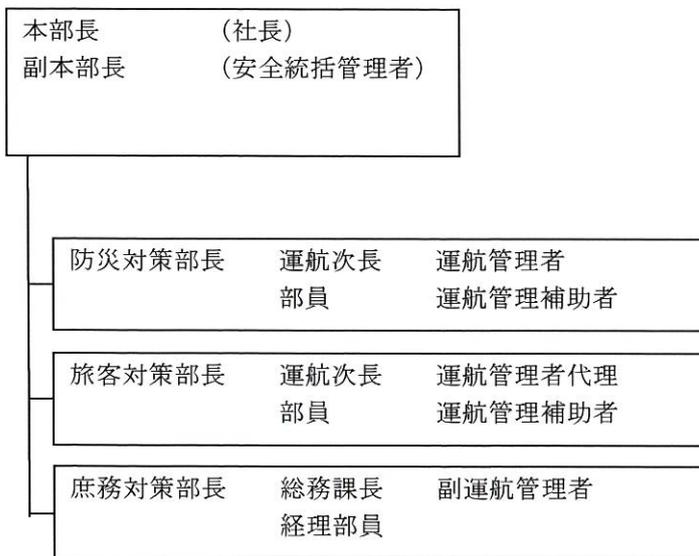
宮島口営業所

広島県廿日市市宮島口 1-11-6

電話 0829-56-0315

ファックス 0829-56-0365

宮島本社 (宮島口営業所)



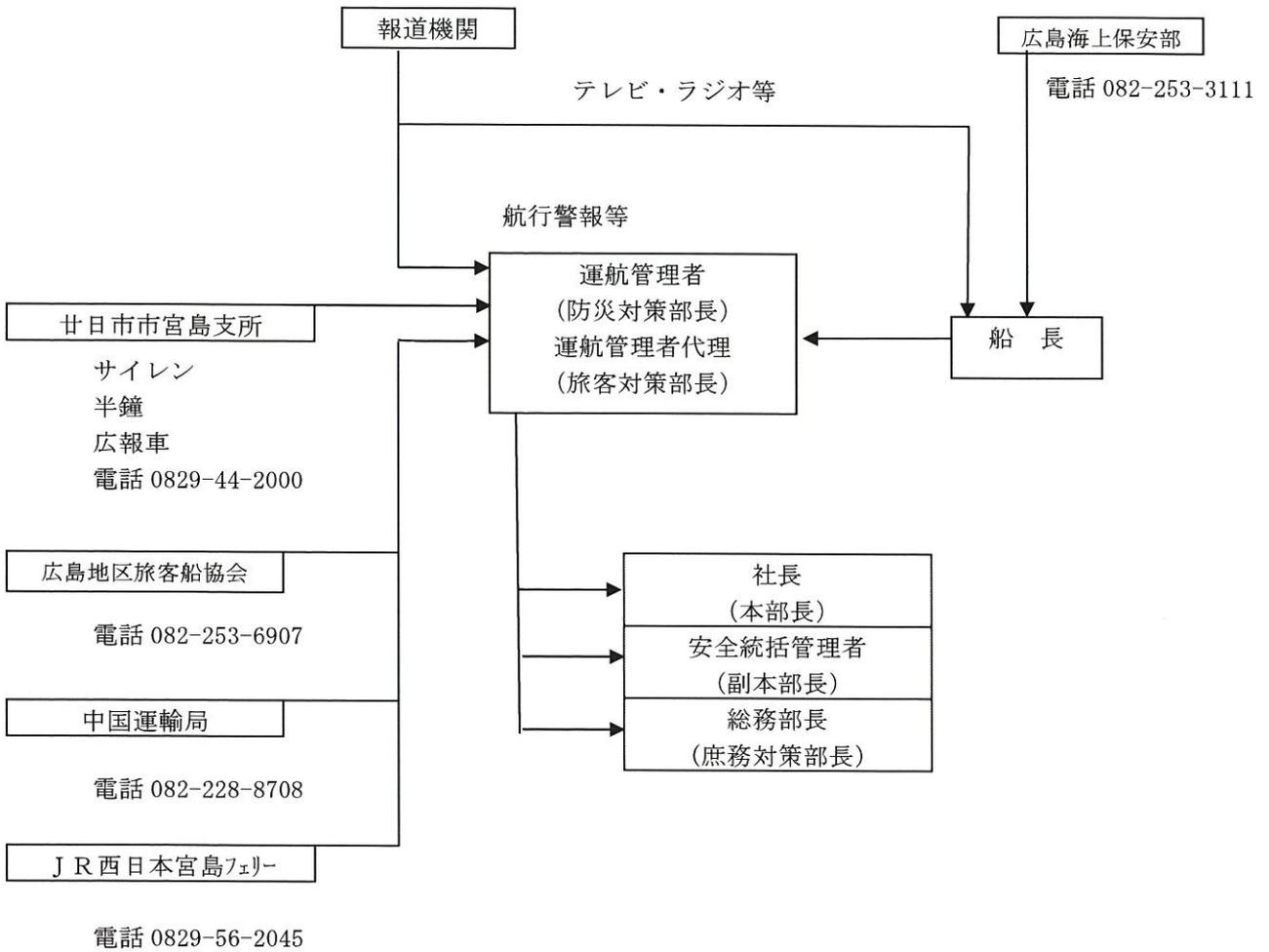
地震防災対策組織の要員の職務

(1) 本社地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社に集合するものとする。
- 3 本社本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路 (事故処理基準 非常連絡表)



防災対策実施状況通報機関一覧表

地震防災対策本部		保有船舶	
宮島松大汽船株式会社		汽船「伊都岐」	
宮島本社 8:30~17:30		汽船「安芸」	
宮島口事務所 8:30~17:30		汽船「宮島」	
代表取締役社長 (経営トップ)		汽船「厳島」	
安全統括管理者		船長	
専務取締役			
運航管理者			
運航課長			
運航管理者代理			
運航部長			
副運航管理者			
運航係長			
廿日市警察署		中国運輸局海上安全環境部	
廿日市警察署 宮島交番		運航労務監理官	
廿日市警察署 宮島口派出所		休日・夜間緊急連絡先	
廿日市宮島町消防署		広島海上保安部	
廿日市大野消防署		警備救難課	
宮島漁業協同組合		廿日市市総務部防災安全室	
大野漁業協同組合		廿日市市宮島支所	
		広島県県民生活部危機管理局	
宮島クリニック		広島地区旅客船協会	
広島総合病院		JR西日本宮島フェリー	
土屋病院		瀬戸内シーライン	
永井医院			
中丸クリニック			
広電宮島ガーデン		神田ドック	
宮島ロープウェー		呉ダイヤ	
広島電鉄 宮島口駅			
広島電鉄 本社経営政策			